

獣医事・動物福祉(愛護)施策の推進に係る 部会での検討と提言活動

1 部会における検討

本会の職域別の事業運営機関である部会においては、平成19年度に発足した各委員会において2年間にわたり各検討テーマについて協議検討した結果を報告書として取りまとめた。産業動物臨床部会の①産業動物・家畜共済委員会(近藤信雄委員長)では、「産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方」について検討した結果を「産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方」として、②食の安全を担う産業動物臨床検討委員会(横尾 彰委員長)では、「食の安全確保のための畜産物の生産工程管理と産業動物臨床の方向—いわゆる生産農場管理獣医師制について—」を検討した結果、報告書「食の安全確保のための家畜の生産工程管理(HACCPシステム等)と産業動物臨床の方向」として、③小動物臨床部会の小動物委員会(細井戸大成委員長)では、「小動物臨床の質の一層の向上に向けた提供体制のあり方—一次診療と二次診療(高度専門医療・紹介診療)、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備、卒後臨床研修制度の発展的整備—」について検討した結果を報告書「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方—卒後臨床研修制度の円滑な推進、一次診療と二次診療(高度専門医療・紹介診療)及び夜間休日診療の提供体制の整備—」として、④動物介在活動推進検討委員会(唐木英明委員長)では、「動物愛護・福祉活動、学校飼育動物活動、動物介在療法(アニマルセラピー等)、外来種対策・野生動物救護対策を通じた自然環境保全活動と獣医師及び獣医師会の果たす役割」について検討した結果を報告書「動物介在諸活動(動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育)と獣医師及び獣医師会の役割」として、⑤畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会(戸谷孝治委員長)では、「家畜防疫対策推進のための地域ネットワーク体制整備のあり方—特に獣医師会と産業動物診療獣医師の果たす役割—」について検討した結果を報告書「家畜防疫対策推進のための地域ネットワーク体制のあり方—特に獣医師会と産業動物診療獣医師の果たす役割—」として、⑥公衆衛生部会の公衆衛生委員会(森田邦雄委員長)では、「公衆衛生公務員獣医師の職域確保と職域への人材誘導」について検討した結果を報告書「公衆衛生公務員獣医師の職域確保と人材の誘導」として、⑦学術・教育研究部会の学

術・教育・研究部会(酒井健夫委員長)では、「公益法人制度改革等を踏まえた学会(地区学会を含む)の組織と運営のあり方」について検討した結果を報告書「日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直しの方向について(新公益法人制度移行に向け獣医学術振興・普及のための学会組織としてのあり方)」として、さらに⑧職域総合部会の動物愛護福祉対策検討委員会(太田光明委員長)では、「動物愛護管理法の次期改正に向けて—改正法の施行状況と今後の対応—」についての検討した結果を、「動物の愛護(福祉)・管理施策の現状と課題(これまでの対応の経過と今後の整備・充実に向けて)」として、⑨野生動物対策検討委員会(羽山伸一委員長)では、「野生動物対策の整備・充実に向けて—野生動物対策に当たる獣医師専門職の配置の推進、地域における野生動物対策の活動事例—」についての検討した結果を、「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」として取りまとめた(報告書は本会ホームページに掲載している)。

2 施策提言活動

これらの報告書については理事会において各部長から説明がなされた後、⑨8月14日付けで、環境省自然環境局長、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局長あてに、「動物介在諸活動に係る施策の推進等」として、⑩8月18日付けで、厚生労働省医薬食品局長、同省健康局長及び全国獣医学系大学学長あてに、「公衆衛生公務員獣医師の人材の確保等」として、⑪8月17日付けで、環境省自然環境局長あてに、「今後における動物愛護(福祉)・管理施策の整備・充実に向けて(日本獣医師会委員会報告の中間取りまとめ)」として、⑫8月20日付けで、環境省自然環境局長、都道府県野生動物対策主管課長及び全国獣医学系大学学長あてに、「野生動物対策専門職獣医師の育成・確保等」として、⑬8月28日付けで、地方獣医師会会長及び三学会会長あてに、「日本獣医師会学会の組織及び事業運営見直しの検討状況等」として、⑭8月31日付けで、農林水産省消費・安全局長及び同省経営局長あてに、「獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実」として、各施策の整備充実について提言の上、要請活動を実施するとともに、関係団体代表及び地方獣医師会会長あてその旨要請の周知等について通知した(別記参照)。

【別記】

要請活動等の一覧

	件名及び施行期日	要請(通知)先	別紙
1	動物介在諸活動に係る施策の推進等について(要請) (平成21年8月14日・21日獣発第128号)	環境省自然環境局長, 文部科学省初等中等教育局長, 厚生労働省社会・援護局長, 関係団体代表者, 地方獣医師会会長	別紙1
2	公衆衛生公務員獣医師の人材の確保等について(要請) (平成21年8月18日・21日獣発第124号)	厚生労働省医薬食品局長, 厚生労働省健康局長, 全国獣医学系大学学長等, 全国公衆衛生獣医師協議会会長, 地方獣医師会会長	別紙2
3	今後における動物愛護(福祉)・管理施策の整備・充実に 向けて(日本獣医師会委員会報告の中間取りまとめ) (平成21年8月17日・21日獣発第122号)	環境省自然環境局長, 関係団体代表者, 地方獣医師会会長	別紙3
4	野生動物対策専門職獣医師の育成・確保等について(要請) (平成21年8月20日・21日獣発第118号)	環境省自然環境局長, 都道府県野生動物対策主管課長, 全国獣医学系大学学長等, 関係団体代表者, 地方獣医師会会長	別紙4
5	日本獣医師会学会の組織及び事業運営見直しの検討状況等 について (平成21年8月28日・21日獣発第143号)	地方獣医師会会長, 三学会会長	別紙5
6	獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について (要請) (平成21年8月31日・21日獣発第131号)	農林水産省消費・安全局長, 農林水産省経営局長, 関係団体代表者, 地方獣医師会会長	別紙6

注: 別紙1~6の要請書等に添付した委員会報告書は, 本会ホームページに掲載。

【別紙1】

21日獣発第128号
平成21年8月14日

環境省自然環境局長
鈴木正規様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

動物介在諸活動に係る施策の推進等について(要請)

日頃より本会事業運営につきましては, 種々ご高配とご指導をいただいておりますこと御礼申し上げます。

さて, 日本獣医師会においては, 子供たちの教育課程における動物の飼育体験が心の健康教育としての情操教育効果を発揮することに着目するとともに, その安定的かつ効果的实施を確保する上での動物医療を担う獣医師と学校教育関係者との連携の重要性を指摘し, これまでその円滑な推進の方策についての検討結果を2度にわたり, 貴省をはじめ関係

省庁, 都道府県教育委員会に対し提案させていただき, 学校飼育動物活動の進展について一層のご理解をお願いしてきたところです。

この間, 平成18年6月施行の動物の愛護及び管理に関する法律の改正において, 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するための教育活動等が行われる場所として, 「学校, 地域, 家庭等」が明記される等, 学校における飼育動物に係る施策の進展が図られてきましたことは同慶に耐えません。

さて, 近年, 動物の飼育や動物とのふれあい等が人の精神活動の安定に与える影響の重要性が認識されるにともない, 学校における動物飼育活動のほかにも, 動物を活用した人の介護・福祉, 治療, 教育等の様々な活動が動物介在活動として受け入れられ社会的評価を得てきているところでありますが, 本会では, このような動物の介在を伴う活動を「動物介在諸活動」として位置付け, ①動物を用いての介護・福祉を目的とした動物介在活動, ②動物を用いての治療支援活動である動物介在療法, そして③動

物を教材として用いる動物介在教育（学校における動物飼育を含む。）の3種の活動における、獣医師及び獣医師会の役割について、本会の事業運営機関である小動物臨床部会の動物介在活動推進検討委員会（委員長：唐木英明 日本学術会議副会長）において検討を行い、検討の結果を別添報告書「動物介在諸活動（動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育）と獣医師及び獣医師会の役割」として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、学校における動物飼育体験を通じての児童・生徒に対する動物愛護・福祉精神の涵養等の施策の推進に当たり、ご活用されますようお願いいたします。

【別紙2】

21日獣発第124号
平成21年8月18日

厚生労働省医薬食品局長
高井康行様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

公衆衛生公務員獣医師の人材の確保等について(要請)

畜水産食品の安全性の確保をはじめ、人と動物の共通感染症対策（以下「共通感染症」という。）等の公衆衛生関連施策の推進につきましては、日頃からご尽力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、近年における世界経済のグローバル化の進展等に伴い、輸入食品の安全性確保はもとより、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなどによる食中毒対策、そして狂犬病をはじめ高病原性鳥インフルエンザに代表される新型インフルエンザ等の共通感染症対策、更には人と動物の共生社会の構築を推進する上において、動物愛護・福祉をはじめ自然環境対策の充実が重要課題となっており、公衆衛生・環境行政を推進する上における動物医療専門職としての獣医師及び動物医療の果たす役割への期待が従来にも増して高まってきているところでありますが、近年、多くの地方自治体において公衆衛生部門に勤務する獣医師専門職職員（以下、「公衆衛生公務員獣医師」という。）の確保が困難な事情にあるのは御案内のとおりであります。

このような事情を踏まえ、本会においては、事業運営機関である公衆衛生部会の公衆衛生委員会（委員長：森田邦雄 日本獣医師会理事）において、「公衆衛生公務員獣医師の職域確保と人材の誘導」を課題に協議・検討を行い、公衆衛生公務員獣医師の就業状況の現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向性等を別添報告書として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添の報告内容をご理解の上は、今後とも公衆衛生行政推進における公衆衛生公務員獣医師の職域の確保と人材養成にご尽力いただくとともに、特に下記の事項について都道府県関係当局へのご指導を含め、特段のご高配を賜わりたく要請します。

記

1 獣医学教育課程における獣医公衆衛生学教育に対する支援について

(1) 獣医学教育課程の学生を対象とした獣医公衆衛生学の実務教育に対するキャリアを積んだ公衆衛生公務員職員の講師派遣の推進

(2) 獣医学教育課程の学生の公衆衛生行政職場体験（インターンシップ）の受け入れの拡充

2 公衆衛生公務員獣医師の職務環境の整備と人材養成について

(1) キャリアアップ体制の整備

ア 公衆衛生行政において重要な要素である疫学調査の充実を図るため、国立感染症研究所及び保健医療科学院が実施している実地疫学専門家養成コース等への積極的な参加

イ 国・地方自治体が実施する獣医公衆衛生関係学術集会、日本獣医師会の日本獣医公衆衛生学会等の学術団体による学会での積極的な発表

ウ 調査研究実績を踏まえた学位取得を促進するための環境整備

エ 保健医療科学院が実施している各種研修（食肉衛生検査研修、食品衛生管理研修、食品衛生監視指導研修）の充実及び積極的な参加

(2) 職場環境の整備

育児休暇、介護休暇、研修参加休暇などの取りやすい環境作りと、これを推進するための公衆衛生公務員獣医師退職者を活用した人材バンクの設置などの検討

(3) 処遇の改善

ア 保健所所長を含め、公衆衛生関係機関における

公衆衛生公務員獣医師の監督管理職ポストへの登用の推進

イ 公衆衛生行政分野と家畜衛生、環境行政分野等の公務員獣医師関係職域間による人材交流や公務員獣医師の再雇用の推進等による公務員獣医師の配置の偏在化の解消

ウ 医師等の他の医療関係専門職と均衡に配慮した公衆衛生公務員獣医師の処遇の確保

委員会報告の中間取りまとめを行いました。

今後、報告の最終取りまとめに向け、論議をつくっていきたいと考えておりますが、貴省におかれましては、別添の中間取りまとめの内容にご理解いただき、当面の我が国における動物の愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けご活用いただくとともに、本会の本件についての検討につきまして引き続きご指導賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【別紙3】

21日獣発第122号
平成21年8月17日

環境省自然環境局長
鈴木雅規様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

今後における動物愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けて（日本獣医師会委員会報告の中間取りまとめ）

日頃より動物愛護（福祉）・管理対策の推進における獣医師及び動物医療の果たす役割についてご理解いただくとともに、獣医師会活動をご指導・ご支援いただいていることに対し御礼申し上げます。

昭和48年に我が国で初めて動物の愛護と福祉及び適正な管理に係る法律として、「動物保護管理法」が制定されて以来、2度にわたる改正により、人と動物とのよりよい関係づくり、人と動物との共生の進展に向けての仕組み作りが図られてきました。

他方、平成11年の改正から10年を経過し、我が国の社会において動物愛護管理法の理念は浸透されつつあるものの、特に犬・猫等をはじめとする家庭動物が広く国民生活における伴侶として受け入れられるとともに、動物の社会的役割が浸透する中で動物の愛護（福祉）・管理をめぐる様々な課題も指摘されてきております。

以上のような事情を踏まえ、このたび、本会の事業運営機関である職域総合部会の動物愛護福祉対策検討委員会（委員長：太田光明麻布大学教授）においては、これまでの動物の愛護と福祉・適正な管理に係る施策の現状を評価し、課題の指摘を併せ、その対応の方向について検討を行い、「動物の愛護（福祉）・管理施策の現状と課題（これまでの対応の経過と今後の整備・充実に向けて）」として、別添

【別紙4】

21日獣発第118号
平成21年8月20日

環境省自然環境局長
鈴木正規様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

野生動物対策専門職獣医師の育成・確保等について（要請）

日頃より自然環境保全対策、とり分け野生動物対策の推進における獣医師及び動物医療の果たす役割についてご理解いただくとともに、獣医師会活動をご指導・ご支援いただいていること御礼申し上げます。

本会におきましては、これまで野生動物対策を推進する上における獣医師及び動物医療の果たすべき役割等の諸課題につき検討を重ね、その検討結果を、平成17年度には「野生動物救護のあり方（野生動物救護対策の現状と活動のあり方等）」として、また、平成19年度には「外来生物に対する対策の考え方（「特定外来生物の安楽殺処分に関する指針」、「外来生物法に基づく防除実施計画策定指針」を含む。）」としてとりまとめ、貴省における野生動物及び外来生物対策に係る施策の推進に活用されるよう要請してきたところです。

このたび、本会の事業運営機関である職域総合部会の野生動物対策検討委員会（委員長：羽山伸一日本獣医生命科学大学准教授）において、野生動物対策を担う専門職としての獣医師（野生動物対策専門職獣医師）の役割と確保に当たっての課題等を多角的に検討し、その人材育成と配置の推進等の確保に関する方策を「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」として、別添報告書のとおり取りまとめたとところです。

つきましては、貴省におかれては、別添の報告内容を今後における野生動物関連施策の充実・強化に活用されるとともに、特に野生動物対策専門職獣医師の育成・確保については、下記の事項にご留意され、都道府県等の地方自治体に対するご指導を含め、施策の推進について特段のご理解とご支援のほどお願いします。

記

- 1 国（環境省）及び都道府県等の各地方自治体においては、野生動物対策専門職としての獣医師の職員採用の継続実施に努めていただきたいこと。
- 2 国（環境省）及び都道府県等の各地方自治体においては、獣医師専門職が担う家畜衛生、獣医公衆衛生、鳥獣被害対策、野生動物保護・管理、動物愛護（福祉）部門各職域間の獣医師職員の人事交流を促進すること等により野生動物対策専門職獣医師の専門技能・知識の向上等育成強化に努めていただきたいこと。

【別紙5】

21日獣発第143号
平成21年8月28日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

日本獣医師会学会の組織及び事業運営見直しの検討状況等について

本会の獣医学術活動推進のための学会運営機関として設置している学会については、これまで日本学術会議の「登録学術研究団体制」との関係性を優先させたこともあり、その組織及び会計運営について法人事業としての根拠の不明確や形骸化等の弊害が指摘されたところであります。

このような中で先般、「登録学術研究団体制」が廃止され、「協力学術研究団体制」に移行したこと。また、昨年、12月に新公益法人制度が発足し、新公益法人制度への移行に向け本会の組織及び事業運営全体の整備を図ることが求められたことを契機に、その見直しに向けての検討を開始したことは、先に、平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等について（平成21年3月13日付け20日

獣発第267号）によりお知らせしたところです。

同見直しの検討につきましては、本会部会の学術部会常設委員会において、学会をはじめ地方獣医師会の関係者の参加を願い実施してきたところですが、今回、同委員会において、課題の整理と対応の方向について別添報告書のとおり、「中間取りまとめ」が行われたところであります。

今後、委員会においては引き続き、別添の「中間取りまとめ」をベースに本会の地区制の下、地区獣医師会（連合会）単位で開催する獣医学術地区学会の運営対応についても検討の上、新公益法人制度移行に向けての「学会」の本会の組織上の位置づけと事業運営の見直し案の全体像を検討の上、最後報告としてとりまとめることとしております。

つきましては、貴会におかれては、別添「中間取りまとめ」の内容等をご理解いただいた上は、「同中間取りまとめ」の内容、また、獣医学術地区学会の運営の在り方等についてご意見等がありますれば、今後における委員会の検討に資することとしたので、事務局（担当：高橋事務局次長）まで提出いただきたくよろしく申し上げます。

注：本件内容の問い合わせは、尾崎事務局主任あてに
お願いします。

【別紙6】

21日獣発第131号
平成21年8月31日

農林水産省消費・安全局長
平尾 豊徳 様
農林水産省経営局長
今井 敏 様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久

獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び動物医療施策の推進につき、ご尽力をいただいていること厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、BSEをはじめ、鳥インフルエンザや狂犬病等の共通感染症に対する危機管理対策への備えが重要な課題とされております。

また、一方では、家畜の衛生対策の向上を通じての畜産業の振興、更には、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の家庭動物が伴侶動物として広く一般家庭に、また、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中で、小動物に対する医療の提供体制の整備が求められる等、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が従来にも増して高まっており、獣医療法が定める獣医療提供体制整備の計画制度をはじめとする、獣医師制度や動物医療関連施策の下で獣医師自らが研鑽し、質の高い動物医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められているところがあります。

本会においては、事務・事業運営機関である職域別部会において、動物医療にかかる制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、検討を行ってきたところでありますが、以上の事情を踏まえ、今回は、①産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会（委員長：近藤信雄日本獣医師会理事）において、「産業動物診療獣医師の育成・確保と家畜共済事業運営のあり方」を、また、同部会の食の安全を担う産業動物臨床検討委員会（委員長：横尾 彰日本獣医師会理事）において、「食の安全確保のための家畜の生産工程管理（HACCPシステム等）と産業動物臨床の方向」を、②小動物臨床部会の小動物委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事）において、「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方」を、③畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会（委員長：戸谷孝治日本獣医師会理事）において、「家畜防疫対策推進のための地域ネットワーク体制のあり方」をテーマに検討を行い、それぞれ現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向等を別添報告書として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告書内容をご理解の上は、下記の事項について、現在、獣医事審議会において審議中の第三次基本方針に反映いただくことを含め、獣医師及び動物医療関連施策の推進に活用賜りたくご配慮の程をお願いする次第であります。

記

1 産業動物診療提供体制の整備・充実について

(1) 獣医師需給対策の推進

獣医師就業の偏在を是正し適正配置を推進するた

め、産業動物診療獣医師及び都道府県家畜保健衛生所等に勤務する家畜衛生公務員獣医師への就業誘導対策として、次の事業の取り組みに対する支援措置を講じられたいこと。

ア 獣医師の就業調整（偏在是正）の円滑化

獣医師の就業動向、採用・求職情報の一元化と獣医師が就業する関係機関（団体）との連携の確保及び就業希望獣医師に対する再研修による就業誘導による就業紹介受け入れの全国ネットワーク体制の構築（全国獣医師バンク構想）

イ 新規獣医師の就業誘導の円滑化

(ア) ①獣医学教育課程の学生を対象とした、家畜衛生行政機関、家畜共済をはじめとする地域の基幹的産業動物診療施設における卒前臨床実地研修実習を含めたインターンシップ制の拡充・強化と②産業動物臨床及び家畜衛生の実践教育の充実を図るため大学へのキャリアを積んだ産業動物臨床獣医師や家畜衛生関係機関（団体）獣医師の講師派遣の仕組みのシステム化

(イ) 産業動物診療獣医師就業修学資金の給付制度の拡充・強化（①受け入れ先事業者の負担増を伴わない形で月額給付額の倍増、②人事交流により公衆衛生部門勤務獣医師として就業した場合の給付金返還の免除）と給付制度の獣医学系大学における獣医師不足職域優先入学枠制度との連動

(2) 家畜共済事業の運営改善

産業動物診療の基盤となる家畜共済事業については、①産業動物診療獣医師確保の観点から、診療獣医師の診療技術提供の水準が適正に反映されるよう家畜共済診療点数の引き上げを図るとともに、②家畜共済事故発生の低減を図る観点から、事故発生時の個体診療と併せ予防獣医療処置の導入の視点での制度の拡充を検討されたいこと。

なお、前記①の家畜共済診療点数表の見直しに当たっては、生産者の負担が増嵩することのないよう国庫負担の拡充を図られたいこと。

(3) 生産農場管理獣医師の養成等による産業動物診療提供の質の確保

最近における畜産経営の現状等を踏まえ、家畜生産者から委任を受け生産農場の飼養衛生管理全般を請け負い、畜産経営の生産性の向上はもとより生産物の安全性確保対策を実践・指導する診療獣医師（以下、「生産農場管理獣医師」という。）の育成及び普及対策として、次の事業の取り組みに対する支

援措置を講じられたいこと。

ア 生産農場管理獣医師の育成・強化を図るための技術研修対策と資格認定制の導入

イ 地域において HACCP 手法による畜産生産農場の安全性確保システムの普及・推進と組織的取り組みを図るための獣医師会、生産者団体、流通業界、消費者等による協議会の開催、地域（グループ）対応技術手順書の策定、生産農場認定制の導入

ウ 生産農場管理獣医師制、畜産生産農場における HACCP 手法による生産物の安全性確保システムの普及のための広報活動

2 小動物医療の提供体制の整備・充実について

(1) 地域小動物医療提供体制の計画的整備

小動物診療における診療技術の高度化及び診療提供形態の多様化等に対する社会的要請に応え、地域における小動物医療提供の質の確保とその整備を計画的に推進するため、次の事項について、国の基本指針において明確化するとともに、各都道府県が定める都道府県計画において地域計画を整備した上で、整備に必要な財政措置を講じられたいこと。

ア 小動物臨床を目指す新規獣医師の全員が卒後臨床研修制度の下で臨床技術の修得がなされるよう民間診療施設の農林水産大臣指定施設への指定の推進と大学付属診療施設等の基幹診療施設と民間診療施設の合同による卒後臨床研修の受講体制の整備

イ 一次診療と二次（高度専門・紹介医療）診療との連携確保及び夜間・救急・休日診療提供のための地域ネットワーク体制の整備

(2) 動物診療におけるチーム医療提供体制の整備

動物診療の質の確保に対する動物飼育者の要請に応えるとともに、診療技術提供の高度化・多様化に伴う診療の機能分化、専門分化と動物医療に係る専門技術者間の連携により診療の質の確保・保証システムを整備するため、動物診療においても、人の医療と同様のチーム医療（獣医師と獣医師以外の動物医療関係専門職との連携・機能分担による質の高い診療の提供）の提供体制の整備に向け、次の事項について法整備を含めた支援対策を講じられたいこと。

ア 現状の獣医師制度下において、獣医師の補助職として就業する動物看護職等の動物医療従事者について、技術・知識の高レベル準化と動物看護職としての職業分野の確立を図るための現行の民間による人材養成と資格認定の統一的運営に向けた検

討の推進と実施体制の確保

イ 動物診療のチーム医療提供体制（①獣医師、②パラメディカル動物医療・看護専門職、③動物看護職等の動物医療従事者の役割分担と連携の確保）の整備を推進するため、パラメディカル動物医療・看護専門職（主治の獣医師の監督下において一定範囲の診療行為を含め動物の臨床検査、機能回復訓練等の理学療法、高度医療機器操作、動物看護業務等を担う専門職）の国家資格としての制度化

3 地域における家畜防疫・衛生体制の整備・充実について

(1) 家畜保健衛生所の組織及び機能の整備

地域における家畜防疫・衛生対策の実施主体としての都道府県家畜保健衛生所について、引き続きその機能向上のため、検査・診断施設の整備・機器の設置に対する支援措置を充実するとともに、業務量の増大及び業務の質の高度化・多様化に対応し、地方交付税交付金（家畜保健衛生費）の拡充・強化を図られたいこと。

(2) 都道府県と獣医師会との連携による地域家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備

ア 高病原性鳥インフルエンザ等の社会的影響の大きい特定家畜伝染病の発生時の防疫対応を想定し、家畜伝染病予防事業をはじめ各種家畜衛生対策事業の推進における獣医師会及び民間獣医師の役割と協力・支援体制を明確化し、緊急防疫に備えた地域家畜衛生対策の整備を図られたいこと。

このため、各種家畜衛生対策事業に参画する民間獣医師の専門技術向上のための各種研修等に対する支援措置の実施及び都道府県による民間獣医師の家畜防疫員への委嘱の推進を指導願いたいこと。

また、都道府県の家畜畜産物衛生指導協会が順次、畜産関係団体に統合される中、都道府県の獣医師会についても地域における自衛防疫を指導・実践する中核的組織として位置づけ、その不断の機能整備のための支援措置を講じられたいこと。

イ 産業動物診療獣医師処遇の象徴的存在とされ各種家畜衛生対策事業に参加する民間獣医師に支払われる「雇い上げ獣医師手当（予算積算単価）」を他の技術専門職の処遇との均衡に配慮し引き上げられたいこと。